

第48号議案

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年9月6日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想到に即して」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方自治法等の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務に係る規定が削られたこと，及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により一般廃棄物処理計画を基本構想に即して定める規定が削られたことに伴い，本市の一般廃棄物処理計画を定めるに当たって基本構想に即したものとする規定を削る。(第6条関係)

3 施行期日

公布の日